

戦域ミサイル防衛構想に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成七年三月二十二日

舩
正
敏

参議院議長 原 文兵衛殿

戦域ミサイル防衛構想に関する質問主意書

戦域ミサイル防衛（TMD）構想に関する日米間の協議が国民の知らぬところで進展している。日米間では既にこれに関する日米作業グループが日米安保事務レベル協議の下に設置され、協議が積み重ねられている。

国民の監視の届かぬところで既成事実を積み重ねるこうした手法は村山政権においても相変わらず踏襲されたままであり、実状をつまびらかにするために以下質問する。

一 戦域ミサイル防衛について

1 戦域ミサイル防衛とはいかなるものであるのか、つまり、①いかなる脅威から、②どのような方法で、③何を守るものなのか、明らかにされたい。

2 1における日本政府の認識は、米国政府と共通するものか、明らかにされたい。

二 協定の必要性について

今後戦域ミサイル防衛を日米間で推進するにあたって、日本政府は米国政府と何らかの協定を新たに結ぶ必要があると考えているのか、あるいは現状の諸協定で間に合うと考えているのか明らかにされた

い。

右質問する。